了也と祐天と清薰尼について

祐天寺主任研究員 伊藤 丈

1

祐天が登城して初めて将軍綱吉に拝謁したのは、祐天が自ら増上

エヨ幕守り『ヨピ』(ここ、欠り记录がある寺を離山退出した貞享三年のことである。

江戸幕府の『日記』(1)に、次の記録がある。

出御上段 御着座、飯沼弘経寺古岩事即仏殿 江為御名代大久保加賀守参詣、二月廿四日 戦より 晴風起増上寺二月廿四日 昨夜中雨卯后増上寺

方丈出席住職被仰付難有之旨。被入御御白書院縁頬老中列座、増上寺御直被。仰含之、即刻

増上寺方丈後住被

仰付之旨

寺家役者真松院右方丈被 仰付之旨宝松院広度院清光院是者寮舎上座上座舖天御仏殿別当 思眼院 最勝院今嘉詢之則滯座、此時役僧召出之、所化

J lik (Lik) 大久保加賀守申渡、列座同上寺社奉行

列侯(以下略)

とったことは判明した。
すなわち、この貞享三年二月二十四日に祐天は綱吉に初見の礼を

今、離山が貞享三年といったが、それは天保年間に祐天寺十世祐。・7、。6半里17

麟が編写した『明顕山寺録撮要』(2)壱に

子細在之(同年五月十九日)牛嶋、隠遁、仰顕誉祐天大僧正者、貞享三寅年迄増上寺所化学席被相勤候処

からない。以下にその理由を考察する。祐天が突如として増上寺を離山し退出したかの具体的な理由は分とあるのによる。丸括弧内は祐麟の注記を表した。しかし、何故に

によれば、天寺開山前増上大僧正明蓮社顕誉祐天上人愚心大和尚伝畧記』(4)天寺開山前増上大僧正明蓮社顕誉祐天上人愚心大和尚伝畧記』(4)(3)という釈勤息陽亨の綴った『武州荏原郡目黒墅明顕山善久院祐祐天の三回忌つまり享保五年七月十五日に、「予亦嗣法之子也矣」

時将向衆忽遭屯退避増上寺学舎、

と語る。とあり、祐天はにわかに屯難に遭遇したために増上寺から退避した

によると、電(6)が纏めた『開祖実録』(7)(内題『祐天寺開山大僧正実録』)で、(6)が纏めた『開祖実録』(7)(内題『祐天寺開山大僧正実録』)をいう尾州出身の釈霖また、同六年五月某日に、「受法之資」(5)という尾州出身の釈霖

宜主于檀林上刹大建法幢、敢任所志退隠牛嶋

とある。

録 完』(8)を元としてなった清書本であり、草稿本では右の文は、この実録は、同月に釈霖霓が記した草稿本『祐天寺開山大僧正実

〔下総州牛嶋邑〕 宜主于檀林上刹大建法幢(敢任所志)不虞出縁山学舎而退(隠)

となっている。

> 寺での月行事を見ると、以下のようである。 みに『増上寺入寺帳』(10)によって貞享元年から同四年までの増上ができずに、ついに増上寺を遁れて(牛嶋)に隠棲したとする。因林に出世して住職に昇進したので、祐天はこのことに耐え忍ぶこと林に出世して住職に昇進したので、祐天はこのことに耐え忍ぶこと本に出て、祐天が増上寺から遁隠したのは、予想もしない、僧階

貞享元年 十二月 当月行事 春応

司车四月 当月行事 監了同年三月 当月行事 秀道

同年四月 当月行事 鑑了

同年六月 当月行事 吞啓同年五月 当月行事 祐天

同年七月 当月行事 全波

同年八月 当月行事 円意

同年九月 当月行事 慈雲

同年十月 当月行事 徹道

同年霜月 当月行事 聖位

貞享二乙 丑年正月 当月行事 相山同年極月 当月行事 廓栄

当月行事 秀道

同年三月

同年五月 当月行事 祐天同年四月 当月行事 鑑了

同年六月 当月行事 吞敢

同年八月 当月行事 円意同年七月 当月行事 全波

- 2 -

同年十月 同年九月 当月行事 当月行事 徹道

やはり『明顕山寺録撮要』壱がいうように、同年五月十九日に増上

すなわち、

貞享三年二月以後、

祐天の名は当月行事には見えず、

寺を離山し退出したことが肯ける。

ここにいう学頭とは、『日記』貞享三年に、

同年霜月 当月行事 聖位

貞享三丙 同年極月 寅年正月 当月行事 当月行事 廓瑩

同年二月 当月行事 祐天

同年閏三月 同年三月 当月行事 当月行事 全波

当月行事 当月行事 嶽雲 聖意

同年六月 同年四月

同年八月 同年七月 当月行事 当月行事 慣良 円鏡

同年十月 同年九月 当月行事 当月行事 門秀 意覚

同年十二月 同年霜月 当月行事 当月行事 寂仙 円理

貞享四 丁 同年三月 卯二月 当月行事 当月行事 寂仙

門秀

当月行事 詮察 同年五月 同年四月

当月行事 当月行事

雲臥 円理

当月行事 当月行事 長巌 淳甫

当月行事 当月行事 可辨 察応

同年十月

同年九月 同年八月 同年七月 同年六月

同年霜月

当月行事

了

秀

鑑了

飯沼丛圣寺江生檀林所之住職被 江 沼弘経寺江生実大巌寺」也、 増上寺伴頭 仰付之、 館林善導寺江同寺

鎌

倉 光明寺 江 岩 築 浅草霊山芸

浄国寺

三月廿日

右之通一人充住職被

鑑了

兀 臈

円

意

今度霊山寺檀林所再興被

仰付之旨松平日向守伝達之、

但鑑了儀

仰付之付而住職新規被 仰付之申達之、

老中列座寺社奉行侍座増上寺方丈

出座也、

とある中の鑑了を指し、三老の某とは、 同 『日記』 閏三月に、

江增上寺三仰付之次第" 増上寺三臈徹道、 築刻雷 ·雨止陰未刻雷寺院後住被 · 止辰暫時晴降寺院後住被 净国寺 江增上寺二臈慈雲 生 実大巌寺 右一人ツゝ住職被

仰付之旨老中列座阿部豊後守伝達之、

増上寺方丈出座寺社奉行侍座

過而方丈退出之時老中杉戸際迄送之、

と記す中の徹道をいうのであろう。

2

住職任官の答礼をした(16)。 住職任官の答礼をした(16)。 住職任官の答礼をした(16)。 住職任官の答礼をした(16)。

なった(18)ことが、幕府の『柳営日次記』(19)に、延宝八年四月二日に、将軍家綱の命により生実大巌寺十一世住職と延宝八年四月二日に、将軍家綱の命により生実大巌寺十一世住職と

延宝八庚申年四月

一

京都知恩寺後住生実大巌寺

右被仰付段増上寺方丈 江被仰渡之、生実大巌寺後住 増上寺一臈 了也

録 \mathcal{O} 了也と祐天は共に存応の学系となることである。また、了也と祐天 た(20)。この了学とはすなわち観智国師存応の弟子である。 漸寺中の浄嘉院了聞の元で剃染し、のち本院の了学に師事し修学し 未見である。ただ、次の点だけは指摘できよう。 らく接触を持ったと考えるのだが、その確固たる証左となる史料は は増上寺にいたことはいうまでもない。 とあるので、了也は延宝三年七月十七日から同八年四月二日頃まで 五十歳で増上寺を離山した祐天の行動は、草稿本『祐天大僧正実 接触は、祐天が増上寺を離山し退出したのち密度を増したと見る。 檀通の師随波も同じく存応から師資相承した(21)。したがって、 附 に、 この間、 了也は初め小金東 了也と祐天がおそ 祐天の

一両月在浅茅蓮華院、而移牛嶋結廬而住也

初

由緒記』(22)第五十六冊によれば、 蓮華院は、正徳三年および享保五年頃の写本になる、『江戸寺院とあり、2か月ほど浅茅(原)蓮華院(寺)に寄寓したようである。

寛文十二壬子年四月十三日寂、行年七十五歳、寛永二年乙丑年起立、初者住横山町其後慶安三壬寅年移今戸町、善覚、学問檀林館林善導寺随波和尚代、附法師増上寺登誉上人、善国上野国館林、姓氏川田氏、剃髪師浅草新寺町清徳寺開山心誉国上野国館林、姓氏川田氏、剃髪師浅草新寺町清徳寺開山心誉

通の師で檀通が祐天の師であったことによろう。とあるところから、祐天がこの蓮華院に寄寓したわけは、随波が檀

錫していたと思われる。 年七月下旬頃から元禄二年十二月頃までの牛嶋における行業につ ると見られる『祐天大僧正利益記』(23)上を具に閲しても、 牛嶋に住していたことになる。 山退出したのが貞享三年五月十九日であるから、同年七月下旬には ののちすぐに牛嶋に移って廬を結んだとすれば、 天大僧正実録 間 ,ての記述は全くなく、記述は元禄三年春から始まる。 祐天がいつ牛嶋に廬を結んだかは確定しがたい。右の草稿本『祐 祐天は略記や実録が伝えるように、 附』に記すように、一両月ほど蓮華院に寄住してそ しかし、祐天の牛嶋での行業を伝え やはり奈良や京都等を巡 祐天が増上寺を離 この約三年 貞享三

とする。内容は以下のようである。ける一つの例証である。同利益記上には条目(24)を「名号霊験の事」右の元禄三年春の記述は、祐天が確かに奈良に行ったことを裏付

り 平内蔵侯の蒼頭、 多く四方に飛散しを諸人ひろい得て尊重しけり、また火事の翌 号の箱を庵室の外に出し置て、持去るいとまなかりしかバ、箱 辺にひろごり、やがて川をこえ、本所中の郷まで焼失せり、 日近所の小児庵室の灰の中より、 元禄三年午年の春、 形もなく焼うせて、名号は壱枚も焼失せず、折ふし風烈しく、 庵室も原にすミ玉へり瞬息のうちに焦土となりぬ、 上 両端は焼損じて、 野池のはたにすめる経師 通りかかりて開きミれハ、 江戸浅草寺の境内より出火して、忽ち駒 六字の間ハ儼然たり、 高梨清兵衛に表具を頼ミけれ 焦たる紙をかき出せしを、松 師の真筆の名号な 児輩に乞ふて持帰 其時名 師 形

> て、 者夥しかりしとなん、 け りしハ、偏に大勧進の感得なりとて、一枚を龍松院に送り玉ひ りしとぞ、然るに此度の火事に数百枚の名号、一幅も焼失せざ 頃南都大仏殿再建の大勧進、 左衛門が乞受て護持しけるとなん、前にいふ名号の箱とハ、其 て遣ハしけるとぞ、其焼残りし名号ハ、常州小釘村の名主三郎 願ひけれバ、すなはち十念名号を書写して玉ハりしを、 やうに頼ミ入と、清兵衛師の庵室に参り、 あたらしき名号を、申受て進ずべしと、蒼頭が曰、とかくよき れバ、南都の近郷遠村をいはず、 書写し玉ふこと、十椪年に及しかバ、都て三十椪万枚に至 清兵衛いふやう、 寄附し玉ふ名号の箱なり、 ケ様に両端の焦げたるを表具せんより、 龍松院の願ひに依て、勧化助成の 毎夜軾剖壱本燃るを限りとし 諸人聞伝へて、 しか/~の 拝瞻を願ふ 趣をもて 表具し

草稿本『祐天大僧正利益記 完』によれば、で、龍松院は同寺内の勧進所のあった公慶の坊舎である。に本所牛嶋と石原があった。大勧進とは東大寺大仏殿再建者の公慶嶋から西北へ約一キロメートルの地で、現在の墨田区東駒形町一帯。ここにいう春とは正月十日(25)のことである。本所石原とは、牛

後、遂建大殿巨楹十有椪株焉、是師多年所積之浄財以充其料云、焉発願曰自後有堂宇再営之時、宜随力加其資助也、良願不違旋還之師初游方之時、詣南都大仏殿見回禄巳往年久而尊像侵雨露、慨

また、草稿本『祐天大僧正実録 附』は、草稿本実録の完にいう「建とあり、祐天が東大寺大仏殿の荒廃を実際に目にしたことが分かる。

大殿巨楹等」を、

有之候よし、

万金也、皆是名号授与睹財(併)充彼料者也、柱十有三本、其一本之料(凡)当七百金云則十三株之料凡至一嶋津師、師時有大柱十本建立之約也、経数歳師不食先約遂建大の建大殿巨楹等 師諸方游歴之後、大仏大勧進某僧来東武 牛

(26)は、同文言を、と注解し、また、草稿本実録の附の清書本『祐天寺開山実録》附』

十株云 数年矣、 者因師名号耳、 勧進所数年而果願望也、於是大勧進日雖師願既成勧進所之繁栄 附勧進所令受者、 何果乎、道俗議云師名号利益揭焉、故衆人懇望之、若以名号寄 建大殿巨楹等 其施貲殆及万金云 他日師告信心道俗曰、 無名号則勧進難成、 大仏大勧進某訪艸菴、師曰吾有意願応寄附大楹 謝施浄財充巨楹料、 吾約寄附巨楹十株、 冀師思焉、 成功必矣、 師許諾時々贈之 自黙贈名号於 斯願奈

と説明する。

ことができる。すなわち次の一文である。 この三書の記載は『祐天寺秘書之内抜書』(27)にその証言を得る

日より勧進所、御名号被遣候、御名号の報謝金大凡壱万両程も号にて御寄進被成下候様にと被申候に付、元禄四年未八月十一ツュ金子勧進所、被遣候へハ、勧進聖龍松院の願ひにハ、御名南都大仏殿御建立には、柱十本御寄進被游度思召に依て、少々

は金子よりも名号の施与を祐天に願ったと考える。遠村の人々の祐天への帰敬の念を高める結果となったことで、公慶を元禄三年正月十日過ぎに一枚送ったことで、それが東大寺の近郷枚のうちの一枚を勧進所に送ったと記す。したがって、祐天は名号八月十一日からである。利益記では元禄三年正月十日以後に、数百二の抜書によれば、祐天が名号を勧進所へ送ったのは、元禄四年

たかは、『祐天大僧正御化益日記 全』(%)に、 ・ 祐天が焼残りの名号をいつ勧進所に送り、公慶がいつ牛嶋を訪ね

諸人にけちゑん仕と語り給ふ、有て彼御名号の御礼として御庵室泣来り、去ル十夜の内よりに無隠貴賤老若里うセう院泣詣ずる、同年十一月里う照院下向焼残りし名号一ふく午年秋南都江送り給ふ、又此事南都隣国

年」という記載は誤りであろう。十九日に「公慶 江戸へ下向す」とあるので、同御化益日記の「同とある。しかし、『公慶上人年譜聚英』(29)には、元禄四年十一月

元禄五年壬申

『公慶上人年譜聚英』によれば、

〔大仏殿再興記〕

元禄五 壬 申年十月朔日、龍松院公慶江都 江下向、江戸之外

江戸講中営之地畳方弐十間、同十二月廿二日移徙、無縁寺之近所『高野山大徳院持地あり、此地勧進所建

グ展

(年譜)

十二月廿二日、東武本所搆一寺号曰勧進所、(30)

こで不断念仏が修されたことが、同年譜聚英に次のように見える。あり、牛嶋や石原から至近の距離にあったからである。同六年、こたとも考えられる。この勧進所は本所回向院横の真言宗大徳院内にとあるので、祐天はこの勧進所設立以後は、名号をここに送り届け

六月五日、江戸大仏勧進所にて不断念仏

を修す。

[年譜]

東武勧進所始修不断念仏俊乗上人修不

六月五日、

增上寺大僧正貞誉開闢之、(31

貞誉了也と公慶との結びつきは、『新撰往生伝』巻之四に、

一年、東大寺大勧進職公慶上人、請于師

而禀伝浄宗蘊旨、大篤師資之礼、(32)

触も、このあたりから、さらに親密になったと考える。とあるところから、その親交を知ることができる。了也と祐天の接

うに記す。のちである。『日記』に、了也が伝通院住職を拝命した旨を次のよ通院住職として転住した。祐天が増上寺を離山退出した四か月余の貞享三年九月二十九日、了也は綱吉の命により飯沼弘経寺から伝

但增上寺方丈出座也、阿部豊後守伝達之、席御白書院縁頬、何付之旨老中列座、五月二十九日雨即刻止、飯沼弘経寺了也、

吉との対面を果たす。『公慶上人年譜聚英』に次のようにある。公慶は同年二月九日、すでに内証にて知足院隆光の取持ちより綱

[年中行事記]

〔大仏再建記〕 難有仕合、先右之通内証之御目見 ¼相済、大悦不過之旨申来畢、知足院僧正以取持御前 ¼被出、御講釈致拝聞、御仕舞等拝見仕二月十日、龍松院上人書状至来、昨九日公方様知足院 ¼御成付、

同二月九日、於知足院之方、龍松院御目見 江初也、(34)

3

内備考続編』巻之六十八(35)によれば、
中嶋に清薫寺が建立された。清薫寺は家光の侍女清薫が家光の死後
牛嶋に清薫寺が建立された。清薫寺は家光の侍女清薫が家光の死後
牛嶋に清薫寺が建立された。清薫寺は家光の侍女清薫が家光の死後
大陽五年四月二十七日、厳有院殿の十三回忌の追善として、本所

浅草幡随院末 如法山正覚院感応寺

○開山空蓮社香誉清薫法意比丘尼

とあり、同巻の「清薫一代記」に、

(以下格)<

に、了也と共に本所緑町一丁目において、阿弥陀如来三尊像の開眼祐天は牛嶋にいた元禄三年正月頃から同十二年二月頃までの間

いる。それによれば、を行ったこと等が、文政十一年九月の『町方書上』(36)に記されて

か乞によりて其応にあつかり給ふ、祐天僧正未徳をかくして牛島に幽栖しおるなれば、これも正薦山の貞誉大僧正と旧交のゆへを以て、窺に家に請じ奉る、此時元禄年中、当院の檀家関岡平内政房、深く専念の道に帰し、縁

とあり、

一芸一

とある。

また、この関岡平内については、同『町方書上』に、

持 " 有之候処信仰 " 付、先祖所持之恵心僧都作之三尊之阿弥帰依而私宅 " 御入来之節御世話被下秀巖 与 申所化、右仏像所右者私先祖四代目関岡長兵衛儀、元禄年中、増上寺貞誉大僧正阿弥陀如来立像 円光大師作 但丈三尺、身金色衣木地

只今以持伝罷在、 陀如来之像「金弐百両相添秀巌に遣、円光大師作仏を先祖譲受、 右旧記所持仕候

四代目

沢町支配仕候、 右関岡長兵衛儀、 年月不知名主役被仰付、 相生町緑町小泉町亀

という。

右之阿弥陀如来の記事にはまた、 細字の割注にて、

也 認之添給ふ記事にくはしけれは、ここに畧す、平内は本所の者 宝暦五年の夏、 小金東漸寺貞鏡大和尚此尊像を拝し給ふとき、

とあり、貞鏡の記事が書き加えられている。以下にその文を掲げる。

世蔵之久矣、 間入而以拝彼像曰此是恵心造焉、異哉霊矣、 以其応也、 先四祖時、 昔者有恵心僧都所造西方三聖之像也、 東都関岡平内者蔵家於一仏真、乃無量寿如来像而我之吉水大師 所造焉、其所由伝久矣、蓋平内謂余曰、某家而奉蔵此尊像也者、 且雖僧正重任不可顕臨於市間乎、然以旧好之故、敢 欲奉請緣山貞誉大僧正、 某亦及幸修西方之浄業也、 而使牛嶋之高隠祐天和上与 而亦世伝矣、以至於某之 唯恨不獲浄家高祖所造 某祖奉対曰、 、某家

> 之尊像而護持焉、 和上任於法要之役而列也、 出世資料焉、 於此以三聖像易於今之像 水大師所造之像我知之也 而後行於勧請之事也、 僧正曰、 命則可易此像也、而命下秀巌師奉諾、 又以黄金二百金使予之秀巖師以充其 善哉我之輪下学士有秀巖者、護持吉 於此乎得蔵某家於此尊像矣、 亦間奉請僧正、 而使祐天大 (以 下

略

宝暦五年乙 亥 夏五月仏法山東漸寺主明誉貞鏡誌

る。 この貞鏡の記事は、 前出の阿弥陀如来三尊像開眼等の原文と考え

全』(37)に次のように見える。 祐天は東漸寺に元禄八年に金子百両を寄進する。『小金東漸寺史

顕誉大僧正寄進状

東漸寺江寄進之事

金子合百両也

間、代々住持並近所之末寺檀方、以相談之金子堅無紛失様被 致置之、院宇破損之節利金可被用之者、依之為後証師檀末寺 右之金子為東漸寺常住物、従祐天修復料寸日牌料被為寄附之

増上寺役者

紙連判納置于当山墨

天陽院 花押

判

月光院 花押

判

元禄八年亥年正月十四日

吟 達 花押

判

秀 円 花押

1]

が、それを明言すべき史料に乏しい。両の寄進は、関岡平内宅で了也と直接会った爾後とも考えたいのだ両の寄進は、関岡平内宅で了也と直接会った爾後とも考えたいのだ東漸寺は了也が剃髪し修学したところである。祐天のこの金子百

しかし、次の記録がそれを補うようである。

俊了専六人なり、楽後生清浄土の法則、方丈扱はる人数は大光院祐天秀円吟達了楽後生清浄土の法則、方丈扱はる人数は大光院祐天秀円吟達了聴聞遊されたき旨仰出さる、則ち『浄土本縁経』にて現世無比元禄八亥年四月三日辰刻、当山へ入らせらる、(中略)法問御

廿四日、昨日御入の御礼として三丸殿へ参上、御馳走御饗応枚づゝ、了俊了専へ銀弐枚づゝを下さる、(中略)この六人内、大光院祐天弐人へ銀五枚づつ、所化役両人へ銀三

下々まて下さる、(38

十四日、あるいはこの日以前に増上寺に持参したといえそうである。で寄せ、法問に加えたことはあり得たと思う。しかも東漸寺への憲に隠棲する祐天を、おそらく桂昌院の請いを受けてこの日に呼の廬に隠棲する祐天を、おそらく桂昌院の請いを受けてこの日に呼の廬に隠棲する祐天を、おそらく桂昌院の請いを受けてこの日に呼の廬に隠棲する祐天を、おそらく桂昌院の請いを受けてこの日に呼の「と秀円の連判をもってなされていることから推すに、祐天は東漸寺への金である。つまり本所の関岡平内宅で了也と会ったことで、了也が牛嶋ある。つまり本所の関岡平内宅で河也と会ったといえそうである。

柳営日次記』に、増上寺で法問のあった四月二十三日、桂昌院も登山したことは、

桂昌院様 増上寺 江被為

桂昌院様 増上寺 泊被為 入御

とあることから、この日、祐天は初めて桂昌院と会したと見られる。

上人御復内書附」(40)に、対面する(39)。この桂昌院と祐天との出会いは、「鎌倉光明寺檀通対面する(39)。この桂昌院と祐天との出会いは、「鎌倉光明寺檀通桂昌院は同七年八月二十六日に増上寺に登山し、初めて方丈了也に

当生実大巖寺無住以 厳命住(中略)以本縁経現受無比文法門普説、 蒼正其雖有紅薗尾無隠焉、遂元禄八亥年四月廿三日、桂昌尼入御于縁山、被祐天召出、此日

畢、又命 小師而令謄之送于明顕山丈室(以下略)維夫享保八 癸 十二月二日、奉納明誉上人影腹老身自筆文

四月二十三日と見てよさそうである。とあるところから、桂昌院と祐天との初めての出会いは、元禄八年

めて綱吉が増上寺に登山入御したことが、『柳営日次記』に、元禄五年二月二十四日、了也が増上寺三十二世となって以来、初

元禄七甲戌年正月

廿四日

丈 [〈]銀二百枚時ふく十、役者弐人 [〈] 十枚弐ツゝ被下、 巳后刻 増上寺 ^江被為成 方丈入院後初而 御参詣 ^二付、方

登城を命じる一方で、了也の坊に臨む。年二月二十四日に増上寺住職に任官させてからは、しばしば了也にえ、貞享三年九月二十九日に了也を伝通院住職とし、さらに元禄五と見えている。綱吉は了也に篤い帰依と信頼を寄せていた。それゆ

浄花院、 によって、 聴聞(45)。 初めて増上寺了也の坊に臨み、了也を大僧正に任じてのち、 して浄土宗の論議を聴聞(43)、 を賜い(42)、同年十一月二十四日は、了也、 学』の三綱領を講じ(41)、同年九月二日、了也に瀧見観音画像一軸 46 すなわち、 鎌倉光明寺、 御座所で『易経』を講説し(4)、同年閏五月十二日は、 六月二十八日、 同年二月二十七日、 新田大光院、 了也が任官大僧正拝命を謝して登城する 同七年二月六日には、 了也等の請いにより御座所に そして霊巌寺による浄土法問を 門秀ほかを御座 了也等の 京都清 所に召 願 . 『大

が登城して桂昌院に法話する(48)。は了也と初めて対面、延年転寿の法談を聴聞(47)、二十七日は了也は了也と初めて対面、延年転寿の法談を聴聞(47)、二十七日は佳昌院同年八月二十六日、桂昌院が増上寺に入来する。この日は桂昌院

巖寺、 弘経寺、 させる(51)。 綱吉は了也と諸僧を召し、 寺による浄土法問を聴聞、 ことは前述のとおりである。その日以来、 詣する 同八年三月二十三日、 了也が登城して二十三日の臨駕を謝した(50)。同年四月五日、 越蓮馨寺、 瓜連常福寺、 四月二十三日は桂昌院と共に綱吉が増上寺に入御した 生実大巖寺、 江戸崎大念寺、 綱吉は了也の坊に臨み、鎌倉光明寺、 自ら『論語』学而篇を講説した(4))。 御座所にて『易経』を講説、 鴻巣勝願寺ほか、 館林善導寺、 桂昌院は幾度も増上寺に 合わせて十五 小金東漸寺、 申楽を陪観 飯 꽢 か 霊 沼

元禄九年四月八日、桂昌院は増上寺に詣でて浄土法問を聴聞する。

有之、 日記 昆布一 いて、 この日の算題は仏証 罷越也」とある。 清薫尼が金千疋を拝領した(52)。同年七月二十六日、了也が登城し 東大寺龍松院公慶と本所感応寺の清薫も召され、 て大原談義を講じ、綱吉が『論語』を講じた(53)。隆光の 又十歳十二三歳小僧四人法問有之由、 箱等、 (54)に「廿六日、増上寺登城、 祐天が法問の席上に呼ばれた。拝領物は、 祐天へは縮綿三巻と金弐千疋であっ 生の法則であった。 御講尺、 前年の四月二十三日につづ 其日、 論語之由、 公慶が縮綿弐巻、 了也が黄金十枚 愚衲等覚王院 またこの日 俄二御能 『護持院

受けた(55)。この日、 等を招集して浄土法問があった旨が 箱を献上した。 説をし、十月二日には、 くるみ一箱、 公慶も召され、 しよしを (桂昌院が) 仰らる」 (57)という。 のことを法談致され候に付いて下され、 「この銀は現当二世の利益の念仏、念仏は下人の唱物と申あやまり この日、祐天が召されて拝領物があった。了也が黄金十枚、樽二荷 同年五月二十二日、 同十年三月二十九日、 同年八月二十九日、桂昌院が増上寺で了也を師として五重 岩茸一箱、 清薫尼は金弐千疋と給二つを拝領し、 また、 鶴姫、千代姫から桧重の進上物があっ 綱吉は在城して『易経』 綱吉は了也と諸僧を登城させ、 綱吉が了也の方丈を訪い、香衣檀林十二僧 昆布一箱等。 桂昌院が増上寺に詣でて浄土法問を聴聞 『日記』に見える。 祐天が縮緬三巻、 ・祐天の談義にて疑いを去り なおこの日、 を講説した(56)。 公慶は氷餅 『易経』 銀五枚で 清薫尼と 相 (T) 承 を

二枚、公慶は金五百疋の拝領物があった。また、清薫尼から桂昌院した(38)。この日、清薫尼と公慶も召され、桂昌院から清薫尼は銀れた。この日もやはり祐天が呼ばれ、現世無比楽の文について説法同十一年三月二十九日、桂昌院が増上寺に参詣、浄土法問が行わ

新撰往生伝』巻之四 清薫尼がいつ桂昌院の侍尼となったかは明らかでない。 公慶から桂昌院へ生花の献上があった。 「大僧正了也字自然号念蓮社貞誉」に、 しか

於北本所戴清,使師開立常恒念仏、 誉清薫唐如法山感応寺 又、大母従 一位君、 早信宗教依師勧導益修念仏、 一年命侍尼香

ことが、 同じく『新撰往生伝』巻之四「大僧正了也字自然号念蓮社貞誉」に、 しよう。ことに元禄十年三月二十九日の祐天の談義により、おそら 八月二十九日には五重相承を受けるに至り、同十年三月二十九日に 出会い、加えて同九年四月八日の法問つまり仏証生の法則によって、 の法話であり、さらに同八年四月二十三日の法問と祐天との直接の なわち前記の元禄七年八月二十六日の了也との初対面と延年転寿 く桂昌院は西方極楽往生という浄土の教えに対する疑いを去った 日の祐天の現世無比楽の説法によって、念仏者となったことを意味 は、祐天による現当二世の念仏利益の法談と、翌十一年三月二十九 とあるところから考えるに、ここにいう依師勧導益修念仏とは、 大、 桂昌院をして念仏者たらしめたのではないかといえよう。 綱吉も了也を崇敬することなみなみならぬものがあった。 す

情 此 執師之手送便殿、 常憲大君崇欽絮比、 乃非 恒 前茵致問移糟傾聴、 世機縁、 師極辞、 礼遇豈容不若斯哉 楠延営中諮問道教、 雖登営有早晚必至夜而 時大君日、 恒聞道誨荷負法恩太重 師於是謹謝而帰 師啓対得柯所説能適台 出 或時大君 60

> とあることからそれが知られる。 元禄十二年二月四日、了也が祐天を伴い、登城する。『日記』に、

月

四日 (中略)

城ノ処、 増上寺方丈今日祐天同道ニテ登 祐天義拾八ヶ寺ノ内、

住職可被

仰付ノ旨被

仰出

とあり、 また、

被 仰出

廿七日

来月五日増上寺

御成之義

生実大巖寺後住、 祐天被

仰

付

とある。

入住させるとの綱吉の仰せであり、 たのは、二月二十七日である。 すなわち、同年二月四日は檀林十八か寺のいずれかに住職として 実際に生実大巌寺の後住に決定

十五世顕誉伝

『大巌寺文書』第四巻に、

正月奉君命 縁山蟄居牛嶋、 善導寺明營檀通上人高弟也、 釈顕誉諱祐天号明蓮社、又字名愚心生奥州岩城人也、 出牛嶋蟄崛騰大巌霊峰 雖韜光晦跡人焉蠅也、 師没後卓錫三縁山修道 徳光厚遂元禄十二己卯 (以下略) 後有以退 是則館林

とあり、元禄十二年春正月奉君命出牛嶋蟄崛の正月とは、 蓋し誤り

であろうか。なお、『柳営日次記』には

四日 (中略)

生実大巖寺住 (増 上 寺元二臈) 祐天被

仰付旨、増上寺方丈へ同人申渡之、

とあるところから、 祐天が増上寺を離山退出したときの僧階は、二

臈であったことが判然する

『日記』に、 祐天は生実大巌寺後住を拝命した翌日、その御礼に登城した旨が、

廿八日 例月之御礼有之

一東一本

入院之御礼

新田大光院

生実大巖寺

同 同

江戸崎大念寺

と見える。『柳営日次記』には、

廿八日

巳下刻御白書院江 出御月次之御礼相済

東一巻 入院御礼 生実大巖寺

とある。

(『常憲院贈大相国公実記』(61)巻二十四) に、 祐天が生実大巌寺に入住することになった背景には、『憲廟実録』

元禄十二年己卯 御年五十四歳

二月

四日(中略)退転の所化祐天大岩寺に住す、三丸尼君の御願に

因て破格の出世なり、

ことは十分に察せられる。しかし、綱吉を浄土教に傾頭させ、 邂逅する必然性を作ったともいえるのではあるまいか。 昌院にあるいは綱吉に祐天の徳行を語ったことで、祐天が桂昌院に 記』に「御前にて祐天上人の徳行を帰依し申上」とあるように、桂 也であったといえよう。また、桂昌院の侍尼清薫尼が、『清薫一代 桂昌院を念仏者にさせる機縁を与えた第一の人物は、ほかならぬ了 とあるように、多分に桂昌院の祐天推挙の言葉が綱吉に帛らされた かつ

(祐天寺主任研究員)

注

- $\widehat{1}$ 国立公文書館蔵。 以下『日記』は全て同館蔵
- $\widehat{2}$ 祐天寺蔵。 ら主要な記事を摘録したもの。 祐天の随従者香残が記録した『明顕山寺録』 同寺録は現存しない。 カュ
- 3 『武州荏原郡目黒墅明顕山善久院祐天寺開山前増上大僧正 なお、右書名の善久院祐天寺は俗称で、 明蓮社顕誉祐天上人愚心大和尚伝畧記』 久院という。将軍吉宗はこの寺号院号を認可したのである。 の跋文に見える。 正式には祐天寺善
- $\widehat{4}$ 祐天寺蔵

- (5) 清書本『開山実録』跋文に見える。
- (6) 祐天寺蔵『本堂過去霊名簿』は「臨霓」。
- (7) 祐天寺蔵
- (9) 祐天寺蔵(8) 祐天寺蔵
- 10) 増上寺蔵。
- (12) 浄全第一九巻、七十六頁。
- · (13) 宇高良哲編著『関東浄土宗檀林古文書選』所収、川越蓮馨
- 14) 浄全第十九巻、二百四十七頁。
- 15) 浄全第十九巻、二百四十八頁。
- 16) 『日記』。
- (17) 『増上寺入寺帳』。
- (18) 『大巌寺文書』第四巻。
- 国立公文書館蔵。以下『柳営日次記』は全て同館蔵

19

- 20) 浄全第十九巻、四百九十二頁。
- 22) 增上寺蔵。 四百九十四頁
- 23) 祐天寺蔵。
- 見聞したところを記したのを祐天寺二世祐海が書写し、そ24)織田丹後侯の家臣寺田市左衛門が牛嶋の祐天の草廬を訪い、

月、東漸寺宣契の文である。それ付したようである。凡例七箇条は、文化元甲子年秋七

れを同六世祐全が三巻にまとめるにあたって、

条目をそれ

- (25)『東京市史稿』第八巻、二百十七頁。
- (26) 祐天寺蔵。
- 光韶秘書之内抜写」とある。十三世近誉祐興ヨリ借請、従五位下朝散大夫前築前守藤原127)祐天寺蔵。奥書に「于時弘化二乙巳年春三月初旬、祐天寺
- (28) 大正大学蔵。この書は内容を十分に吟味して活用すべきで
- 29) 大正大学蔵。『公慶上人年譜聚英』、九十八頁
- (30) 『公慶上人年譜聚英』、百三十三頁。
- 3) 『公慶上人年譜聚英』、百三十五頁~百三十六頁
- (32) 浄全第十七巻、五百五十七頁。
- (33) 浄全第十七巻、五百五十六頁。
- (34)『公慶上人年譜聚英』、百三十四頁~百三十五頁
- (35) 国立国会図書館蔵、都立公文書館蔵。
- (36) 国立国会図書館蔵、都立公文書館蔵
- (37) 国立公文書館蔵。
- (38) 浄全第十九巻、四百二十頁~四百二十一頁
- 39) 浄全第十九巻、四百二十頁。
- 40) 祐天寺蔵。
- 41) 『日記』、『柳営日次記』。
- 42) 増上寺蔵『日鑑便覧』。
- 43) 『日記』、『柳営日次記』。
- 44) 『日記』、『柳営日次記』。

- 45 『日記』、 『柳営日次記』。
- 46 『日記』、『柳営日次記』。 四百二十頁。
- 47 浄全第十九巻、 四百二十頁。
- 49 48 浄全第十九巻、
- 51 50 『日記』、『柳営日次記』。 『日記』、『柳営日次記』。
- 『日記』、 『日記』、 『柳営日次記』。 『柳営日次記』。 浄全第十九巻、
- 『日記』、『柳営日次記』。

四百二十一頁。

53

52

- 林 一所収。
- 『日記』。浄全第十九巻、 亮勝他校訂『隆光僧正日記』 四百二十一頁には 「三丸御殿に於

55 54

- 『日記』、『柳営日次記』。 て貞誉大僧正を師として五重御相伝遊ばせらる」とある。
- 全第十七巻、五百五十六頁 浄全第十七巻、 五百五十六頁

<u>59</u>

60 61

57

四百二十一頁。

56

58

浄全第十九巻、 浄全第十九巻、

四百二十一頁~四百二十二頁

国立公文書館蔵

佛教文化学会紀要 平成12年10月 第9号 佛教文化学会